

桶川市中学生社会体験チャレンジ事業推進委員会設置要綱

(設 置)

第1条 桶川市は、中学生に地域の中での様々な社会体験や勤労体験を通して、望ましい職業観・勤労観や社会性、自立心を養い、豊かに生きる力をはぐくむことをねらいとする「中学生社会体験チャレンジ事業」（以下「事業」という。）を実施する。

事業の推進にあたり、桶川市中学生社会体験チャレンジ事業推進委員会（以下「推進委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、事業の円滑な実施のため、次の事項を所掌する。

- (1) 事業の実施に向けて、生徒を受け入れる事業所・団体等との連絡調整
- (2) 生徒の活動場所の確保
- (3) 各中学校に設置されるチャレンジ実行委員会への支援
- (4) 事業の市内への啓発

(構 成)

第3条 推進委員会には委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、委員によって互選する。
- 3 副委員長は、委員長の推薦により若干名置くことができる。
- 4 委員は、別表1に掲げる関係者等をもって充て、10名程度で構成する。

(会 議)

第4条 委員長は、会議を招集し、主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会議は年2回程度開催する。

(会議の公開)

第5条 推進委員会は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議録)

第6条 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 推進委員会の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 決議事項
- (4) 表決における賛否の数
- (5) 議事の経過
- (6) その他必要な事項

(庶 務)

第7条 推進委員会の庶務は、桶川市教育委員会学校支援課において処理する。

(その他)

第8条 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(別表1)

桶川市中学生社会体験チャレンジ事業推進委員会委員の構成

1	P T A 連 合 会 関 係 者
2	商 工 会 議 所 ・ 商 工 会 関 係 者
3	青 年 会 議 所 関 係 者
4	ロ ー タ リ ー ク ラ ブ ・ ラ イ オ ン ズ ク ラ ブ 関 係 者
5	市 内 中 学 校 長 の 代 表
6	市 内 各 中 学 校 の 事 業 実 施 学 年 主 任 ま た は 主 担 当 者
7	そ の 他 必 要 と 考 え ら れ る 関 係 者